

# 琉球大学学術リポジトリ

## 1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.4

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880</a>



141

48

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ソレ送  
大政審議官  
事務次長  
大臣官舎審議官  
領事文官官給  
総人電厚計  
参( )  
参領旅務  
参北東経  
参中経  
参北北保  
参一ニ  
参西東洋  
参参近ア  
次総経理万  
参参統  
参政技二  
参一経  
参参協経  
参政経科  
参社参  
参道内外

総番号(TA) / 7055  
69年 月 22日 21時 05分 米月 日 時 分  
69年 月 23日 12時 07分 本省 日 時 分

外務大臣殿 下田(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ返かん交渉(意見具申)

第1232号 特秘 至急

本件交渉の今後の取り進め方に関し、貴大臣日英定期協議のためロンドン御出張の機会に、本使も同地に出張し、とくにお打合せ申上げたき所存なりしところ、近くトウゴウ局長を当地に派遣せらるることとなりたることでもあり、かつ同局長の東京出発前にひ見具申する方可なりと考え、現時点における本使の考え方をとりまとめ御参考まで次のとおり。

1. 本件交渉の主要問題点は結局(イ)返かんのサイミン及び(ロ)返かんのモダリティの2点につきるところ。これらの点に関するわが方意向を明示することなく米側意向を引き出さんとする打しんの方法は既に限界に達しおるものと見ざるをえない。従来の打しんは、米新政権が果してオキナワ問題の処理を前向きに採上ぐる意向を有するや否やの点を主がんとし来りたる所。るい次往電をもつて御報告のとおり、この意味での打しんは既に目的を達

外務省

記帖了

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

したるものと認められる。

本使の接触した限り、ニクソン大統領、ロジャース國務長官、レアード国防長官等米政府首のう部は、いずれもオキナワ問題を重視しおり、かつ本問題に関する日本側の主張には熱心にみみを傾むける態度であり、また本年末サトウ総理御来米の際には、本件が日米双方に満足のゆく解決をみることを望む旨の希望を一ちして表明しおる次第である。

2. 総理御来米まであと半年を余すのみとなりたる現在、本件については既に打しんより交渉に移るべき段階に來りたるものと存せられるところ、オキナワ問題はニクソン大統領にとりては新問題なるも、わが方にとつてはサトウ総理が前大統領を相手とし、自ら手がけられ來つた問題の継続に外ならず、この点が本件交渉をめぐりわが方にとつての最大の強味となるものと思われる。従つて今回再び本件の交渉を進めるに当つては、一昨年交渉の成果たる日米共同声明を足がかりとし、これを最大限に利用して交渉の有利な展開を計ることを得策とするものと考えられる。

3. 即ち同声明においてサトウ総理が『両3年内に双方の満足しうる返かんの時期につき合意すべき』点を強調されたことの継続として、またその後の内外諸般の情勢の推移にかんがみオキナワ問題解決の緊急性を一かんして強調す

(之)

外務省

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

ることがわが方として最も必要であり。最近アイゼンハワ  
 ーそうぎ参列の機会に。キシ特使よりニクソン大統領に対  
 し。本件の処理には軍事的考慮よりも政治的考慮をゆう先  
 せしむべき点と共に。本件の緊急性を更めて強調されたこ  
 とは。この意味において極めてタイムリであつたと考え  
 られる。

本件の緊急性については。従来よりのわが方説得により米  
 政府上層部及び主管当局者は既に十分認識しおるものと思  
 われるが。米議会。言論界を含む米有識者。指導者階級に  
 対しては。今後ともこの方向でのPRの努力を継続する要  
 あり。この点については近く米のタナカ大使の補さによ  
 り万全を期したい所存である。

4. ひるがえつて米側の見地よりすれば。前記共同声明に  
 掲げられたオキナワ基地が日本を含む極東の平和と安全の  
 ための果しおる重要な役割(この役割はわが方も等しく認  
 識するものなることを既に再三米側に確認している)が最  
 も重要なポイントであり。米側としてはこれを根拠として  
 。主として安全保障上の見地より。従来と同様の主張を展  
 開し来るべく。かつ本件交渉再開に当つては。まずヴィエ  
 トナム。中共の核開発。北朝鮮の過激な行動を含め激動す  
 るアジア情勢をめぐる安全保障の問題につきてのわが方の  
 明確なる見解とこれに対処する方針の提示を前提条件とし

(3)

外務省

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

て要請し来るべきことは。当然予想せらるるところである

わが方としてはオキナワ返かんが実現する場合。同島の防  
 衛がわが国の責任に帰属することとなるべきは当然の筋合  
 であり。一方わが憲法の建前上同島の防衛以上にわが国の  
 軍事的寄与を期待しえざること米側としても十分理解し  
 おる点なるにつき。結局わが方にとり可能であり。かつ米  
 側の期待に最も良く合致するところは。わが国がアジアの  
 指導国家として政治。経済両面において将来一層大なる寄  
 与をなす決意を示すことにあるものと考えられる。この決  
 意を明示することにより。わが方としては。かかるわが方  
 の寄与の増大が極東の平和と安定の維持の見地よりするも  
 オキナワ施政権返かんに伴う軍事上の利便の多少の減少  
 を償つて余りあることを主張しうることとなる筋合と考え  
 られる。

5. この見地よりすれば。最近の対インドネシア援助方針  
 の早期決定。東南ア経済閣僚会議において貴大臣が。また  
 アジア開発総会において大蔵大臣が。それぞれ示された東  
 南ア開発に関する日本政府の積極的し勢は。米側より見て  
 も極めて頼もしき日本のイメージを形成するものに外なら  
 ず。わが政府におかれては今後半年間におりにふれ。この  
 種の積極的し勢を引き続き示されることがオキナワ問題解

外務省 (4)

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

決促進の見地よりするもすこぶる重要なことと考えられ、また来る6月貴大臣御来米の際は、まずこの点に関する日本政府の積極的意よくを表明せられ、米側を強くイムプレスされることが、交渉の切出し方法として最も適切とするところかと存ぜられる。

6. 前記ノ。(イ)(ロ)の問題点については、6月貴大臣御来米の際にわが方見解を初めて国務長官に提示することとせられるよりは、そのノカ月前に米米のトウゴウ局長をして、まずわが方一応の私案として文書の形式をもって、米側に提示せしめられること適当なるべく、しかしてその際これに対する米側の回答ないし少なくとも米側の考え方を貴大臣の御来米までに固めおくことを要請せしめられ、貴大臣御来米の際はこれを素材として、直ちに米側首のうとの間に実質問題につき十分ほり下げた論議を行ないうよう措置せしめられること適当かと存ぜられる。

7. これらの問題点に関するわが方原案の決定については、対外、対内両面の考慮より、種々御く心の存するところとはい察せらるるところ、強いて本使の差し当つての考えを申し上げることとすれば、

(1) 施政権返かんのタイミングの問題については、当初より明確な一定期限をわが方より提示することは、所せん不可能なるべく、この点は国内、国際諸情勢、政治的、軍

(5)

外務省

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

事的諸要素等全ゆるフクターをかん案し、交渉の最終段階において決定せらるべき問題と考えられる。よつて貴大臣御来米の際は、まず「2ないし3年」のラインを一応提示することとせられ、本件の最終決定は、その後の推移を見て7/1月総理御来米の際の米大統領との会議に上げられることとされる外なきものと存ぜられる。

(2) とこれに反し、返かんのモダリティの問題については、総理御来米前にできるだけつめおくことが必要である。よつて6月貴大臣御来米の際は、施政権返かん後におけるオキナワ防衛に関するわが政府の方針と共に前記5. 末段のわが方の積極的し勢を力強く打ち出された上、この問題についての実質的討議をできるだけほり下げて行なわれることが必要となるものと考えられる。これがため今回まずトウゴウ局長をして持参せしめらるべき日本側原案としては、いわゆる「核ぬき、本土なみ」の線によるものとせられ差支えなきものと考えられる。米側としては、既にこの線によるわが方原案に接しても、決しておどろくことなかるべく、ただわが方としてもこの線による主張が100パーセントかん徹せられるものとなつ備することは因より不可能の次第なるにつき、交渉に当つては、当初よりじゆうなんなし勢を保持しつつ、少なくとも原則的には「核ぬき本土なみ」の線に近きところでの妥結をねらつて、本件

(6)

外務省

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

対米交渉に全力をつくすこととする以外に差し当って途なきものと考えられる。

8. 前記2. の本件交渉に当つてのわが方の最大の強味も、左よく分子は別として、できるだけ広範な国民各階層のコンセンサスをサトウ総理のはい後に結集して始めて強力に発せられるものなるべく、また前記5. のわが方の積極的し勢の打ち出しも、対内的には財政上よりするも決して容易の業に非ずとはい察せられるところ、米政府としてはオキナワ問題の処理に際しても、終始わが国内情勢の推移を注意深く見守らんとするは当然のことと考へられ、この意味においでも内政と外交とは正に一体なりとの観を深くせざるを得ず、出先き使臣としてはせん越のそしりを免れざるべきも、あえて本使のそつ直なる感想を付記して、貴大臣の御健闘をちゆう心よりいのり上げる次第である。

(7)

(3)